

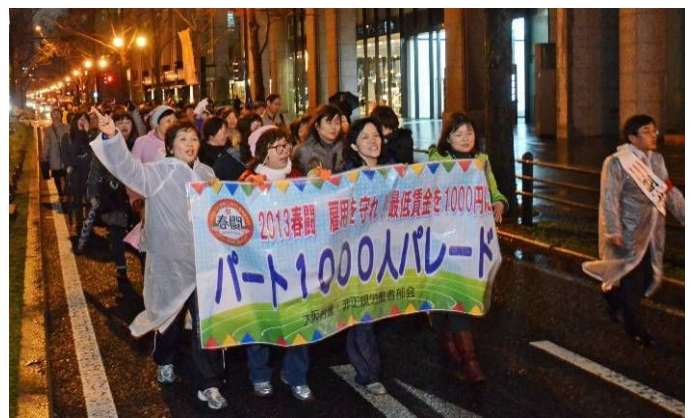
正規・非正規が力を合わせ、ディーセントワークを実現しよう！

非正規労働者部会NEWS

大阪労連・非正規労働者部会

2013年3月13日 No.3

パート1000人パレードに400名参加



3月1日、パート1000人パレードを行い、雨の中でしたが大阪府下から400名が参加しました。女神像前での集会では、大阪労連非正規労働者部会の続部会長が「賃上げでデフレ不況を打開し、労働者・国民の生活を守る視点を貫き、景気回復の世論を大きくしていこう。」とよびかけました。

“聞いて聞いて13春闘私たちの要求とたたかい”では、3団体から発言があり、「生協労連は、春闘で時間給1000円を要求していく。大阪府全体の最賃を引き上げるためにも最低賃金審議会委員に立候補してがんばっていきます。」「自治体で期限付き雇用で働く労働者は、3月のこの時期になると、自分が次も雇用されるか不安になる、このような不安定な雇われ方を改善していかなければいけない。」「福祉職場は、一生懸命やっても非正規労働者がほとんどです。このような福祉の現場を変えていくためにも、今の福祉制度そのものを変えていくことが大切。」と職場の実態が報告されました。集会中は、激しい雨でしたが、パレードに出発する頃には雨も上がり「仕事はずっと続くのに首切りするなー」「企業はちゃんと正社員を雇えー」と元気にアピールをして御堂筋を歩きました。

非正規労働者部会春闘宣伝



3月8日、非正規労働者部会春闘宣伝を京橋で行い、11名が参加しました。ビラ400枚とティッシュ300個を配り、「将来に希望がもてる職場や社会にしていましょ。」「最低賃金をせめて1000円以上に引き上げていましょ。」と訴え、特にこの4月から改正される労働契約法では、通勤手当が有期雇用だからと差別されることが禁止され、誰もが正規と同じ基

準でもらえることになったことを知らせました。

ビラくださいと声をかけてきた女性が、「今妊娠しているが、会社からは産休はないと言われてる。」「3ヶ月雇用で1年半働いてきて有給もないと言われてるが、有給がないっておかしいですよ。」と話されたので、一人で悩まないで、一人でも入れる労働組合や誰でも相談できる労働相談センターの紹介をし、相談することを進めました。「非正規だから妊娠したら雇止め」そんなことが当たり前におきている現状を変えていかなくてはなりません。

自治労連「改正労働契約法学習会」開催

非正規労働者の不安定雇用解消、均等待遇を実現しよう！

大阪自治労連は、2月17日、組織集会の午後から大阪自治労連弁護団事務局の谷真介弁護士を講師に「改正労働契約法学習会」を開催し、19単組90名が参加しました。

谷弁護士は、冒頭に「非正規雇用を巡る状況」について、全労働者の35.2%が非正規雇用を余儀なくされ、それも家事補助型から収入生活依存型になっている実態を具体的な数字で説明しました。そして、有期雇用が「無法地帯」になり、2010年には1200万人にもものぼることなど、不安定な雇用、待遇格差の実態を告発しました。

改正労働契約法は、こうした無法に歯止めをかけるため、①有期労働契約が更新されて通算契約期間が5年を超える場合の期間の定めのない労働契約への転換(18条)、②有期労働契約に対する判例法理である雇止め法理の法定化(19条)、③期間の定めのあることによる不合理な労働条件の禁止(20条)が成立したことと、その本来の趣旨について条文を踏まえて説明されました。

とりわけ、18条から20条について、その条文の「効果」や「予想される使用者側の動き」、過去の法令などをふまえて、労働組合としてどのように対応するのかなどについて、事前の対処策も強調されました。

講演の内容や参加者からの質問に答え、公務が適用除外だとしても、契約文に期間が定められていても、しっかり「引き続き更新されるのですよね」と確認することや、契約終了を告げられたら直ちに有期雇用契約の申込みをすること、20条を活用して均等待遇を求めていくことの重要性などが強調されました。

講演後にも、谷弁護士に質問をする人の列ができ、参加者がこの法改正を「有利に活用しよう」との気にさせる重要な学習の場となりました。

今回の講演の内容を、単組や支部・分会で学習できるよう冊子にまとめました。大阪自治労連として、今春闘以降、労働契約法やパート労働法、労働者派遣法など学習し、非正規公共労働者の処遇改善に取り組んでいきます。

